

食物アレルギーに関する生活管理指導表

提出日 平成 年 月 日

名前 _____ 男・女 平成____年____月____日生（__歳__か月） _____クラス すみれ保育園

この生活管理指導表は保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り作成するものです。

アナフィラキシー（あり・なし）	病型・治療	保育所での生活上の留意点	【緊急連絡先】	
	A. 食物アレルギー病型 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他： _____）	A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. アレルギー用調整粉乳 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は（ ）内に記入 ミルフィー・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット エレメンタルフォーミュラ その他（ _____）		★ 保護者名 電話（続柄） ① _____（ ） ② _____（ ） ③ _____（ ） ★ 緊急連絡医療機関 医療機関名 _____ 電話 _____
	B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（原因： _____） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・ _____）	C. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定		記載日 平成 年 月 日
	C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 ※ _____ の食品は大阪市立保育所では使用していません。 8. ナッツ類 《 》（すべて・クルミ・アーモンド・ _____） 9. 甲殻類 《 》（すべて・エビ・カニ・ _____） 10. 軟体類・貝類 《 》（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ _____） 11. 魚卵 《 》（すべて・イクラ・タラコ・ _____） 12. 魚類 《 》（すべて・サバ・サケ・ _____） 13. 肉類 《 》（鶏肉・牛肉・豚肉・ _____） 14. 果物類 《 》（キウイ・バナナ・ _____） 15. その他 《 》（ _____）	D. 除去食品でさらに摂取不可能なもの 病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○ 1. 鶏卵：（卵殻カルシウム _____） 2. 牛乳・乳製品：（乳糖 _____） 3. 小麦：（醤油・酢・麦茶 _____） 6. 大豆：（大豆油・醤油・味噌 _____） 7. ゴマ：（ゴマ油 _____） 12. 魚類：（かつおだし・いりこだし _____） 13. 肉類：（エキス _____） 特に、コンタミネーションまで考慮すべき食品 （ _____）		
D. 緊急時に備えた処方薬及び管理薬 1. 内服薬：（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬[エピペン®0.15mg] 3. その他（ _____） 4. 管理薬（ _____）	E. その他の配慮・管理事項 _____	医療機関名 _____		

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」平成23年3月 等より引用 一部改訂 大阪市子ども青少年局

● 保育所における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所職員全体及び地域の消防署で共有することに同意します。

保護者署名 _____

